我が国における外傷センターの整備は喫緊の課題

「運動器の10年(2000~2010)」日本委員会委員長(前 九州大学総長) 杉岡 洋一

救急救命センターが主として急性期の2週間に限定した救命救急医療を担当するのに対し、外傷センターは外傷治療に特化した救命救急医療を担うもので、外傷患者のプレホスピタルケアー、すなわちドクターへリによる災害現場での重症患者の治療と搬送の機能をも備え、外傷患者のリハビリテーションまで一貫した治療を行う外科系を主体としたものである。我が国には、救命救急センターは数多く存在するが、真の外傷センターは皆無に等しい。

ドイツでは、半径50km以内に外傷センターを置くことを義務づけており、フランスでは、20年前に大都市における外傷センターのネットワークの構築を完備している。アメリカでは、1971年にイリノイ州法で外傷センターの指定が行われたのを契機に全米に設置されつつあり、我が国と欧米との格差は、甚大である。

外傷患者は、交通手段の高速化により大規模な交通災害も頻発しており、年間100万人の負傷と1万人の死亡が記録されており、年々増加している。また、全年齢層の死亡原因のなかで不慮の事故死は5位であるが、前途有為な1歳~24歳の若年者死亡原因の第1位である。また、阪神淡路島地震、新潟中越地震、福岡西方沖地震など頻発する地震災害などの自然災害、原発その他の大規模労働災害、テロ災害などの可能性を考慮すれば、外傷センターの整備は国家的喫緊の課題というべきである。なお、各地の救命救急センターに搬送された死亡症例の約4割は、完備された外傷センターで1時間以内に適切な手術が行われれば、防ぎ得た可能性が高い外傷死亡と推定されている事からしても、その整備は緊急を要すると思われる。政府は外傷センター構想を早急に立ち上げ、その基準を明確にして、認定をすると同時にドクターへリの常備に関し障害となる地財法の改正に着手するべきである。各都道府県に労働災害に特化した労災病院が昭和24年より設置されているので、これらに外傷センターの機能を完備することは、全国的整備に最も有効な手段と思われる。(文責:「運動器の10年(2000~2010)」日本委員会委員長 杉岡 洋一)